

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の 名称	経営体 の区分 (注2)	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)				新規	更新	付替				
1	倉吉市	広瀬	後口谷	1494	田	田	水田	1,765	1,765	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月	玄米30kg×8袋	5,000	1,500	R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月	5,000	1,500	数馬 豊	①		○				①	
2	倉吉市	広瀬	八反田	1473	田	田	水田	1,539	1,539	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月				R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月			数馬 豊	①		○				①	
3	倉吉市	広瀬	八反田	1474	田	田	水田	3,098	3,098	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月				R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月			数馬 豊	①		○				①	
4	倉吉市	富海	青木	714-5	田	田	水田	300	300	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月	5,000	1,500	R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月	5,000	1,500	数馬 豊	①		○				①		
5	倉吉市	富海	青木	714-14	田	田	水田	311	311	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月	5,000	1,555	R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月	5,000	1,555	数馬 豊	①		○				①		
6	倉吉市	富海	青木	715-1	田	田	水田	1,582	1,582	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月	5,000	7,910	R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月	5,000	7,910	数馬 豊	①		○				①		
7	倉吉市	富海	青木	715-13	田	田	水田	83	83	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月	5,000	415	R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月	5,000	415	数馬 豊	①		○				①		
8	倉吉市	富海	青木	716-5	田	田	水田	2,383	2,383	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月	5,000	11,915	R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月	5,000	11,915	数馬 豊	①		○				①		
9	倉吉市	富海	西カワラ ケ土	822-4	田	田	水田	701	701	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月	5,000	3,505	R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月	5,000	3,505	数馬 豊	①		○				①		
10	倉吉市	富海	西カワラ ケ土	822-5	田	田	水田	295	295	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月	5,000	1,475	R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月	5,000	1,475	数馬 豊	①		○				①		
11	倉吉市	富海	西カワラ ケ土	822-6	田	田	水田	51	51	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月	5,000	255	R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月	5,000	255	数馬 豊	①		○				①		
12	倉吉市	関金町関金宿	出口	2707-1	田	田	水田	2,010	2,010	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月	1,000	2,010	R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月	1,000	2,010	御調光久	①		○				①		
13	倉吉市	関金町関金宿	出口	2708-1	田	田	水田	565	565	R5. 7. 1	R15. 6. 30	10年0ヶ月	1,000	565	R5. 7. 1	R8. 6. 30	3年0ヶ月	1,000	565	御調光久	①		○				①		
								14,683	14,683																				

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授(項目削除)

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合(新規に借受けを行う場合は除く)。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。